

議第63号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

保育における労働力不足に対応し、保育の担い手を確保するため保育所等における保育士の配置について特例的な運用を可能にすることを目的とした児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）による改正）などに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 保育所に置かなければならない保育士の数の算定について、当分の間、次の特例を設けます。

ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（付則第6条）

保育士を常時二人以上配置しなければならない旨の規定を適用しないこととしますが、乳幼児の人数に応じて必要となる保育士の数が一人となる時（朝夕等の乳幼児が少数となる時間帯）は、保育士に加えて市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならないこととします。

イ 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（付則第7条）

幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとします。

ウ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例（付則第8条）

1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で市長が保育士と同等の知識及び経験を有するものと認めるものを保育士とみなすことができることとします。

エ イ及びウの特例を適用する場合における保育士の必要数（付則第9条）

イ及びウの特例を適用する場合であっても、保育士を各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならないこととします。

(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正により、特別避難階段の付室等に設ける排煙設備等の性能の規定化がされたため、同令を引用する条例の規定について所要の改正を行います。

3 市の考え方

国の基準が定める基準を「従うべき基準」等に分類し、それに対応するこの条例の関係条項を示すと次の表のとおりです。

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

国の基準	改正のある主な事項
従うべき基準	【保育所】 保育所の職員配置に係る特例（付則第6条～付則第9条）
参酌すべき基準	【保育所】 設備の基準（乳児室，ほふく室，調理室，保育室及び遊戯室に係る部分を除く。）（第33条第7号）

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 施行期日

公布の日

5 新旧対照表

現行	改正案
<p>第4章 保育所 (設備の基準)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア，イ及びカの要件に，保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ，同表の中欄に掲げる区分ごとに，それぞれ同表の右欄に掲</p>	<p>第4章 保育所 (設備の基準)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は，次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア，イ及びカの要件に，保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ，同表の中欄に掲げる区分ごとに，それぞれ同表の右欄に掲</p>

げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすものとする。) 2～4 (略)
3階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすものとする。) 2・3 (略)
4階以上	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場

げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。) 2～4 (略)
3階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。) 2・3 (略)
4階以上	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場

合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）

2・3（略）

ウ～ク（略）

付 則

合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）

_____を
_____を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

2・3（略）

ウ～ク（略）

付 則

（保育所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第35条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 付則第6条の事情に鑑み、当分の間、

1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第35条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。